

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

富士見町長 名 取 重 治



1 協議の場を設けた区域の範囲

富士見地区（全町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 3 月 1 9 日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手の状況）

1 8 6 経営体

4 3の結果として当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構の活用方針は、農業競争力強化基盤整備事業・農地耕作条件改善事業等の国補助事業を導入する地区をモデル地区とし、地域・所有者との話し合いを通じて合意形成を図りながら機構活用を推進していきます

6 地域農業の将来のあり方

担い手の育成強化

J A 信州諏訪と連携して農産物の販売強化に取り組むとともに、国の経営所得安定対策等の補助制度を活用して町内農家の所得向上と生産意欲の向上に努めます。また、新規参入者支援制度を通じて I ターン等の新規就農者や新規参入法人の確保・育成に取り組みます。これら多様な担い手の育成を強化し、高い技術力と経営力を持つ企業的農業経営体へと育成することで、この経営体が地域農業の主力となる農業構造への転換を目指します。

農地のフル活用

増加傾向にある遊休農地を減少させるため、レタス 100ha 構想、カシス特産化構想、カゴメ野菜生活ファーム構想、ワインバレー構想を推進して農地のフル活用を進め、適切な農地維持と地域農業の活性化を図ります。また、人・農地プランに基づき農地中間管理事業を活用して農地集積を進め、加えて農地整備事業による農地大区画化・水田汎用化の生産基盤を再整備にも取り組み、競争力の高い農業への転換を目指します。

農村景観の保全

農作物被害の減少のため、囲い込み対策・里内に生息する個体の捕獲対策を徹底して行います。また、農地の多面的機能の維持・発揮、農村景観の保全を図るため、中山間地域等直接支払事業と多面的機能支払制度に取り組む地域の活動を支援します。